

一 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号）

改正案	現行
<p>（自己資本の額）</p> <p>第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 コア資本に係る調整後非支配株主持分の額</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）</p> <p>第五条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第二百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（令第五条の二第</p>	<p>（自己資本の額）</p> <p>第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 コア資本に係る調整後少数株主持分の額</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）</p> <p>第五条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第二百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（令第五条の二第</p>

二第二項に規定する親法人等をいう。第六十八條第二項において同じ。）である金庫の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

一・二 (略)

2 13 (略)

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十一條 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ クレジット・デリバティブの掛目

(表 略)

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）

二項に規定する親法人等をいう。第六十八條第二項において同じ。）である金庫の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

一・二 (略)

2 13 (略)

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十一條 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ クレジット・デリバティブの掛目

(表 略)

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）

外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

二  
(注3)  
(略)

銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

二  
(注3)  
(略)

三 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する告示（平成二十五年金融庁・厚生労働省告示第一号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（資本調達手段に係る経過措置）</p> <p>第二条 この告示による改正前の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧告示」という。）第二条又は第十一条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつてこの告示による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この項において「新告示」という。）第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの（この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に発行されたもの）に限り、次条に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則</p>	<p>附則</p> <p>（資本調達手段に係る経過措置）</p> <p>第二条 この告示による改正前の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧告示」という。）第二条又は第十一条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であつてこの告示による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新告示」という。）第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの（この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に発行されたもの）に限り、次条に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第六条第二項及</p>

第六条第二項及び第十一条において「適格旧資本調達手段」という。の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「告示」という。第五十三条第七項第一号ハに規定する算出基準日をいう。次条において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧告示第五条第一項第四号若しくは第十四条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧告示第五条第一項第五号若しくは第十四条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は告示第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資

び第十一条において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新告示第五十三条第七項第一号ハに規定する算出基準日をいう。次条において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧告示第五条第一項第四号若しくは第十四条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧告示第五条第一項第五号若しくは第十四条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新告示第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する

本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるもの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（表 略）

2 前項の規定にかかわらず、適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等（旧告示第五条第三項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧資本調達手段の額は、告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

（公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置）

第三条 旧告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって告示第四条第三項又は第十三条第

ものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（表 略）

2 前項の規定にかかわらず、適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等（旧告示第五条第三項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧資本調達手段の額は、新告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

（公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置）

第三条 旧告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって新告示第四条第三項又は第十三条

三項の普通出資及び告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないものうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（土地再評価差額金に係る経過措置）

第四条 旧告示第五条第一項第一号又は第十四条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2 前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における告示第五条第十二項、第十四条第十一項、第十九条第二項第一号及び第二百五十四条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲

第三項の普通出資及び新告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないものうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を新告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（土地再評価差額金に係る経過措置）

第四条 旧告示第五条第一項第一号又は第十四条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2 前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における新告示第五条第十二項、第十四条第十一項、第十九条第一項第一号及び第二百五十四条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に

げる字句と読み替えるものとする。

(表 略)

(その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置)

第五条 告示第四条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

(表 略)

(非支配株主持分等に係る経過措置)

第六条 告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により告示第四条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(表 略)

2 告示第一条第五十七号に規定する連結子法人等のうち告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等以外のもの非支配株主持分(

掲げる字句と読み替えるものとする。

(表 略)

(その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置)

第五条 新告示第四条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

(表 略)

(少数株主持分等に係る経過措置)

第六条 新告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新告示第四条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(表 略)

2 新告示第一条第五十七号に規定する連結子法人等のうち新告示第五条第一項に規定する特定連結子法人等以外のもの少数株主持分(

当該連結子法人等が株主資本に計上している旧告示第五条第一項第三号又は第五号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。)については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(調整項目に係る経過措置)

第七条 告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第五条の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

2 告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前

(当該連結子法人等が株主資本に計上している旧告示第五条第一項第三号又は第五号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。)については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(調整項目に係る経過措置)

第七条 新告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第五条の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

2 新告示第四条第二項各号及び第十三条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、な

の例による。

(自己保有普通出資等に係る経過措置)

第八条 適用日から起算して十年を経過する日までの間における告示  
第五条第二項及び第十四条第一項の規定の適用については、告示第  
五条第二項中「(普通出資(同条第三項に規定する普通出資をいう  
。第四項及び第五項において同じ。))又は非累積的永久優先出資(同  
条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第  
五項において同じ。))」とあるのは「(普通出資(同条第三項に規  
定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。))、非累  
積的永久優先出資(同条第四項に規定する非累積的永久優先出資い  
う。第四項及び第五項において同じ。))又は適格旧資本調達手段(一  
労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二  
の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産  
等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断する  
ための基準(平成二十五年金融庁・厚生労働省告示第一号)附則第  
二条第一項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第四項並びに第  
十四条第一項及び第三項において同じ。))」と、告示第十四条第一  
項中「(普通出資(同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項  
及び第四項において同じ。))又は非累積的永久優先出資(同条第四  
項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項にお  
いて同じ。))」とあるのは「普通出資(同条第三項に規定する普通  
出資をいう。第三項及び第四項において同じ。))、非累積的永久優

お従前の例による。

(自己保有普通出資等に係る経過措置)

第八条 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新告  
示第五条第二項及び第十四条第一項の規定の適用については、新告  
示第五条第二項中「(普通出資(同条第三項に規定する普通出資を  
いう。第四項及び第五項において同じ。))又は非累積的永久優先出  
資(同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及  
び第五項において同じ。))」とあるのは「(普通出資(同条第三項  
に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。))、  
非累積的永久優先出資(同条第四項に規定する非累積的永久優先出  
資をいう。第四項及び第五項において同じ。))又は適格旧資本調達手  
段(労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条  
の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する  
資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断  
するための基準(平成二十五年金融庁・厚生労働省告示第一号)附  
則第二条第一項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第四項並び  
に第十四条第一項及び第三項において同じ。))」と、新告示第十四  
条第一項中「(普通出資(同条第三項に規定する普通出資をいう。  
第三項及び第四項において同じ。))又は非累積的永久優先出資(同  
条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四  
項において同じ。))」とあるのは「普通出資(同条第三項に規定す  
る普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。))、非累積的

先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は適格旧資本調達手段」とする。

（意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置）

第九条 適用日から起算して十年を経過する日までの間における告示第五条第四項及び第十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通出資又は非累積的永久優先出資」とあるのは、「普通出資、非累積的永久優先出資又は適格旧資本調達手段」とする。

（特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置）

第十条 適用日から起算して五年を経過する日までの間における告示第五条第八項第一号及び第十四条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置）

永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は適格旧資本調達手段」とする。

（意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置）

第九条 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新告示第五条第四項及び第十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通出資又は非累積的永久優先出資」とあるのは、「普通出資、非累積的永久優先出資又は適格旧資本調達手段」とする。

（特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置）

第十条 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新告示第五条第八項第一号及び第十四条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置）

第十一条 適用日から起算して五年を経過するまでの間における告示第四十七条の三又は第五百五十四条の三に定めるエクスポージャーのうち金庫が適用日において保有するものについての告示第四十七条の三又は第五百五十四条の三の規定の適用については、金庫がその保有を継続している場合に限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

(表 略)

2 前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについての告示第四十七条の三及び第五百五十四条の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

(削る)

第十一条 適用日から起算して五年を経過するまでの間における新告示第四十七条の三又は第五百五十四条の三に定めるエクスポージャーのうち金庫が適用日において保有するものについての新告示第四十七条の三又は第五百五十四条の三の規定の適用については、金庫がその保有を継続している場合に限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

(表 略)

2 前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについての新告示第四十七条の三及び第五百五十四条の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

(適用日前における金融庁長官及び厚生労働大臣の承認に係る経過措置)

第十二条 新告示第五条第十項又は第十四条第九項に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。